

# 第1章 農業振興計画策定の目的と位置づけ

## 1 計画の背景と目的

福生市の農地は季節の野菜や果物、美しい花々、植木などを生産し、生活にやすらぎをあたえる空間です。一方、都市化の著しい本市においては、後継者不足、相続による農地転用により、農地の減少傾向が止まらず、貴重な農地を保全していく農業従事者の努力は並々ならぬものがあり、言葉では言い尽くせない実状があります。

こうした中、近年、食の安全性や我が国の食料自給率の圧倒的な低さへの危機感などから、国内の農業に対する期待が高まり、都市の農地に対しては、安全で安心できる農産物の提供の場として、また防災面での機能など多面的な役割も期待されています。そのような中、生産緑地の追加指定希望の声もあがっており、その検討を含め、農地を計画的に保全するための公的支援が急務とされています。

農業施策をとりまく状況としては、国がこれまで農業の基本的方針であった「農業基本法」を見直し、平成11年に「食料・農業・農村基本法」を制定し、新たに、都市住民の需要に応える都市農業振興の必要性を位置づけました。そして平成21年には、前述の「食料・農業・農村基本法」に基づき、国が取り組むべき方針を定めた「食料・農業・農村基本計画」を見直し、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、農のある景観や農業体験の場の提供、さらに災害に備えたオープンスペースの確保など都市農業における農地の役割について明記しました。

また、東京都では、法律改正を受けて、平成13年に「東京農業振興プラン」を策定、平成22年3月には「東京都農業振興基本方針」を改正し、東京農業の振興の方向性を明らかにしました。

平成27年4月には都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として「都市農業振興基本法」が成立し、東京都はこれを受け、「東京農業振興プラン」の見直し、「都市農業特区」（法規制の緩和等）に向けた取組を進めています。

本計画は、平成23年3月に策定され、これらの状況を踏まえつつ東京都の今後の取組を見据えながら、長期的な視点から、福生市の農業が都市環境と調和し、継続的に発展できるよう、農業者、市民、関係機関及び行政が一体となって取り組む方向性を示すため、中間年次に当たる平成27年度において、中間見直しを行いました。

## 2 計画の位置づけ

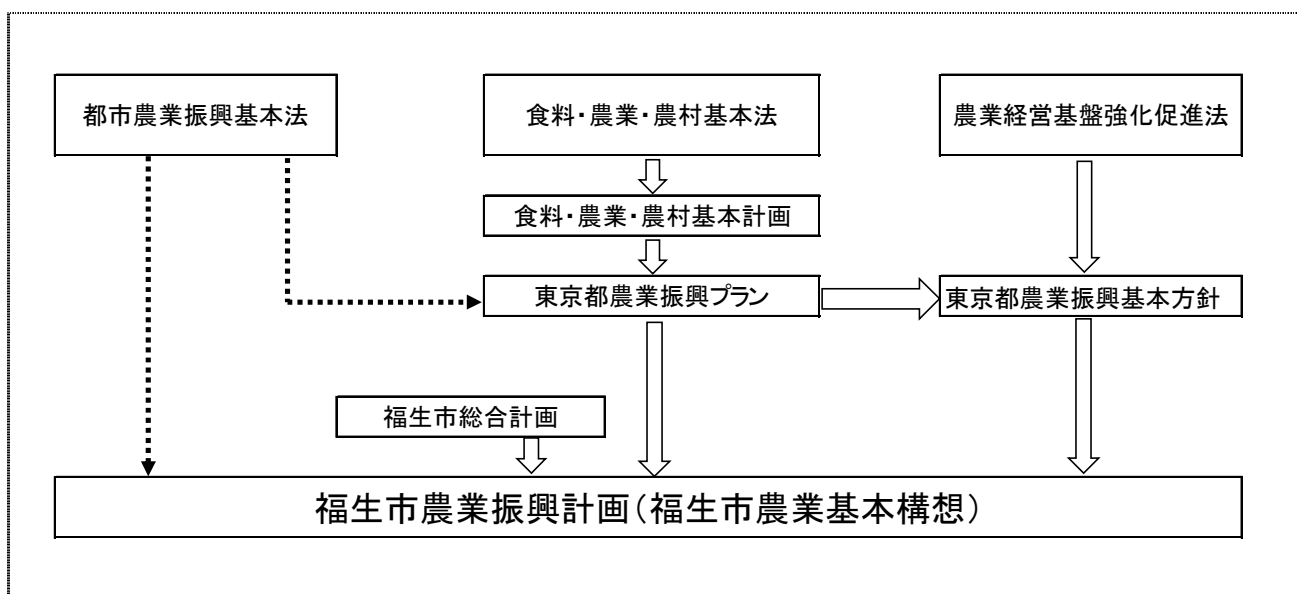
本計画は、福生市総合計画（第4期）に定められた「活力とにぎわいのあるまちづくり」の「都市農業の活性化」における施策内容を踏まえて策定するものです。

国の「食料・農業・農村基本計画」、東京都の「東京農業振興プラン」、「東京都農業振興基本方針」との整合性を図り、「農業経営基盤強化促進法」に基づく福生市における農業経営基盤強化促進基本構想（福生市農業基本構想）として位置づけ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者の適用の前提として、都市農業の発展を目指すものとします。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。(中間年次の平成27年度において、計画内容等の必要な見直しを実施)

平成32年度までの間においても「都市農業振興基本法」を踏まえた「東京農業振興プラン」の見直し、「都市農業特区」(法規制の緩和等)に向けた取組が具体化された際は、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。



本計画の位置づけ (イメージ)



市内農地